

最高裁秘書第3070号

令和4年10月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所判事を退官する人に交付している、ご退官記念資料の作成方法が
書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月1日付け（同月4日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第16号

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）